

制度概要・現状に関する資料

I 生活保護制度の概要

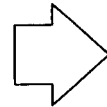
1 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

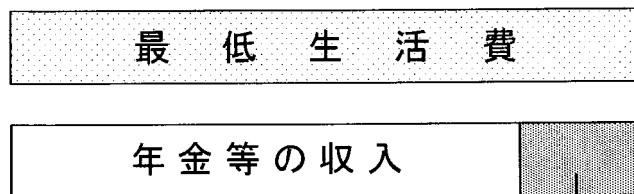


◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

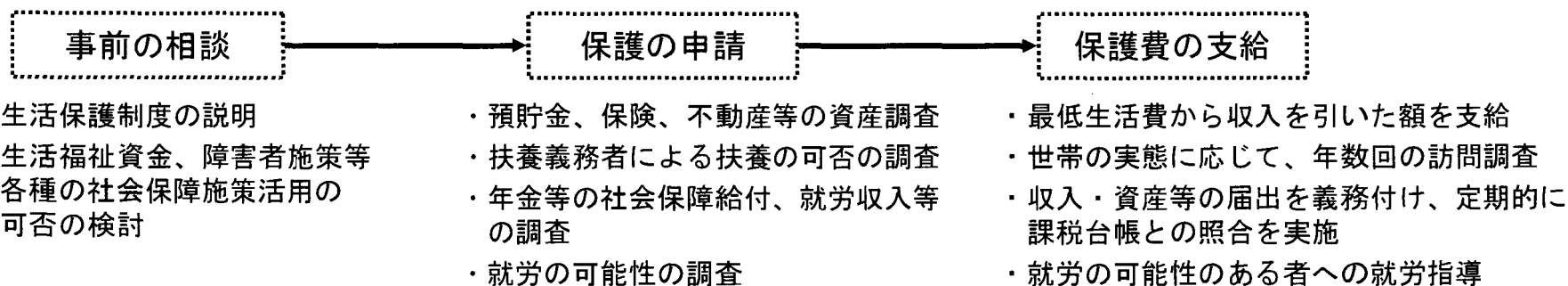
自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

2 生活扶助基準額の例 (平成19年度)

	東京都区部等 (1級地-1)	地方郡部等 (3級地-2)
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	174,540円	140,090円

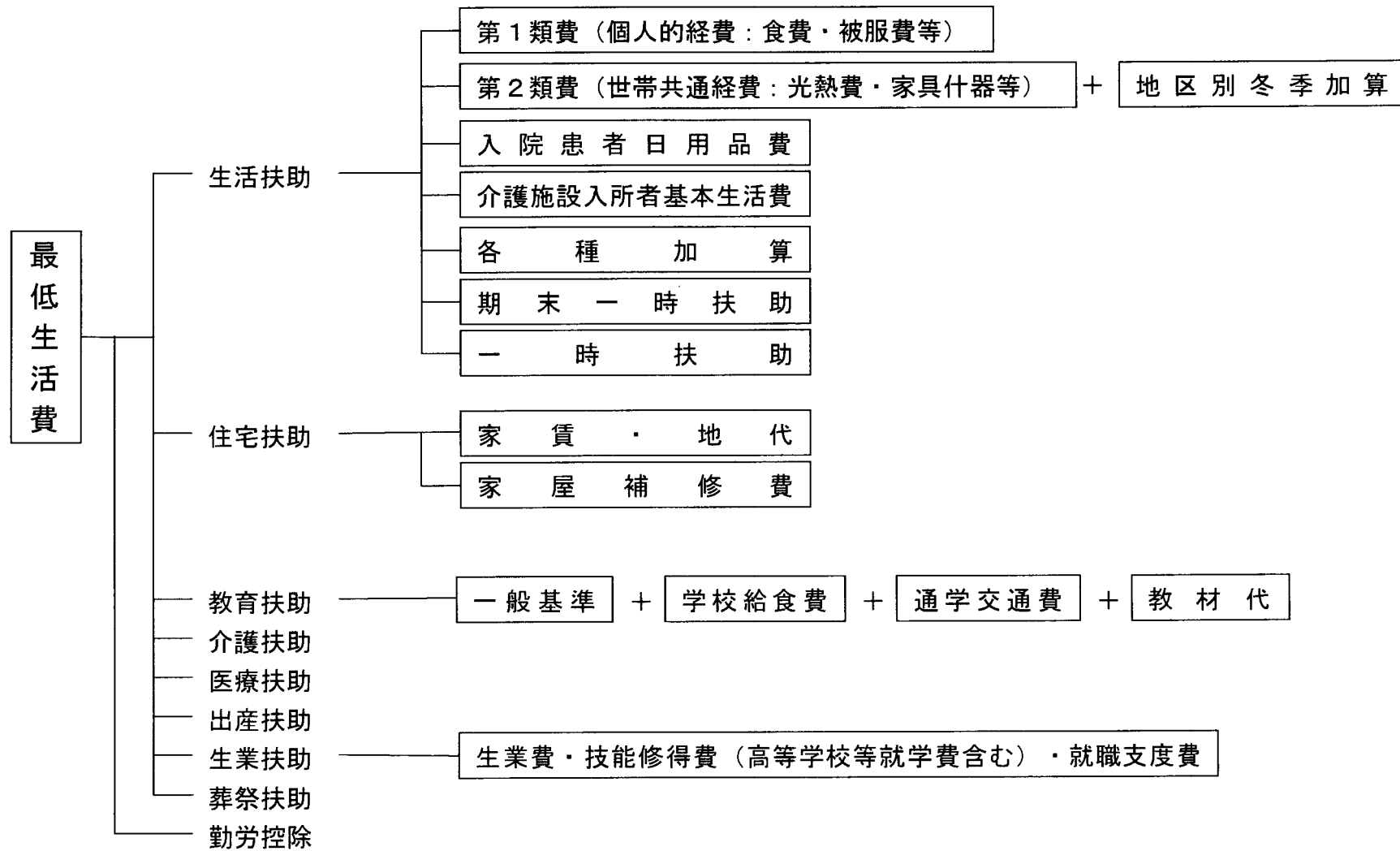
3 生活保護の手続



4 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

5 最低生活費の体系



6 最低生活費の算定例（平成19年度）

【最低生活費認定額＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人増すごとに加算する額	440	440	400	400	360	360

冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象	加算額			
	1級地	2級地	3級地	
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	15,510	14,430	13,350
	児童2人の場合	16,740	15,580	14,420
	3人以上の児童1人につき加える額	630	580	530

- ① 該当者がいるときだけその分を加える。
- ② このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。
- ③ 児童とは、15歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

④ 住宅扶助基準

実際に支払っている家賃・地代

⑤ 教育扶助基準

区分	基準額
小学生	円 2,150
中学生	円 4,180

このほか必要に応じて教材費などの実費が計上される。

⑥ 介護扶助基準

介居宅介護費の平均にかかった

⑦ 医療扶助基準

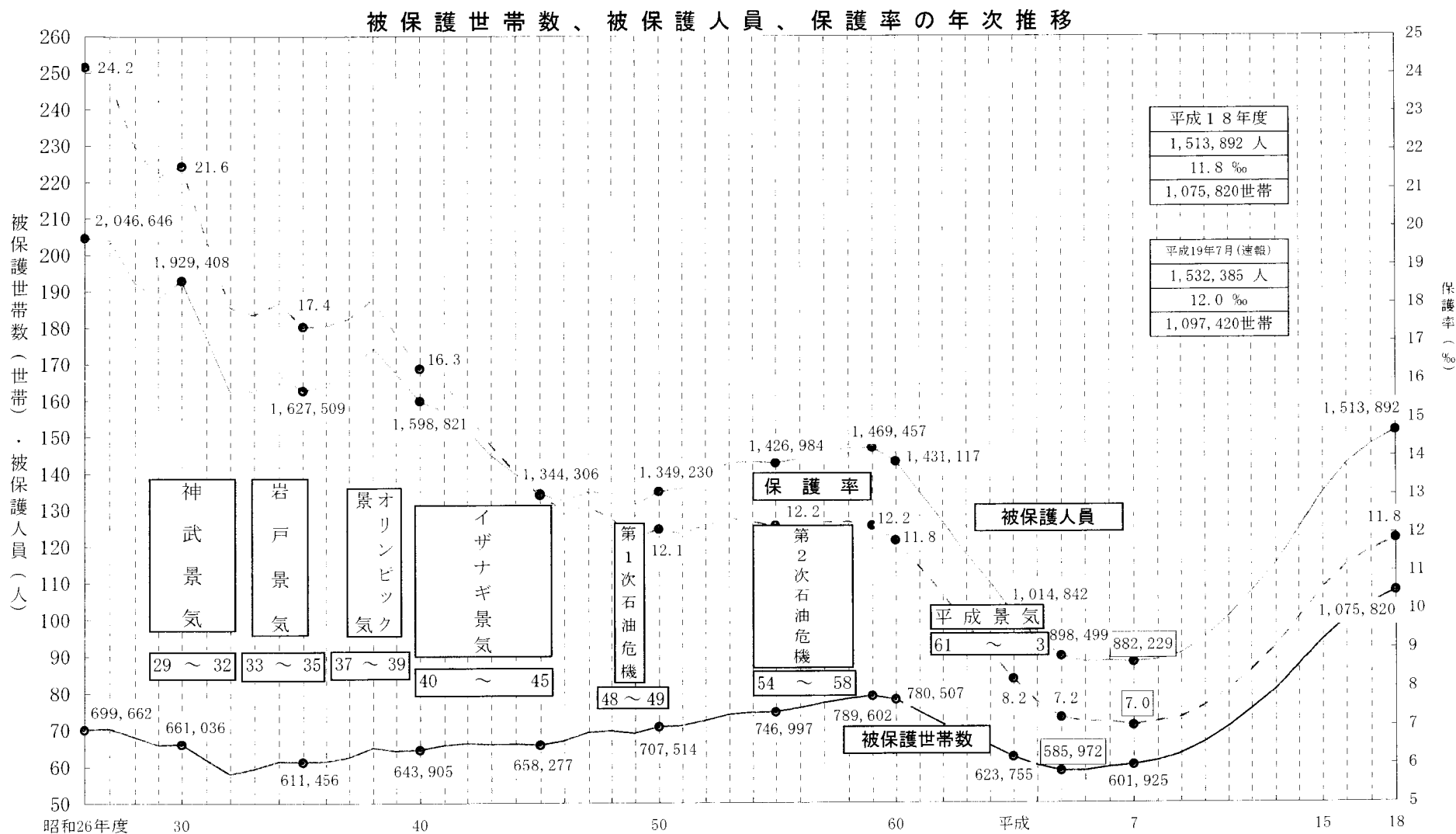
費診療の平均にかかった医療

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

最低生活費認定額

II 生活保護の現状

1 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例

2 世帯類型別被保護世帯数の推移

平成18年度の総世帯数は108万世帯であり、

○構成割合で見ると、約半数(44.1%)が高齢者世帯である。

○保護率・保護人員数が底であった平成7年度からの変化をみると、いずれの世帯類型も増加しているが、直近では伸びは鈍化している。

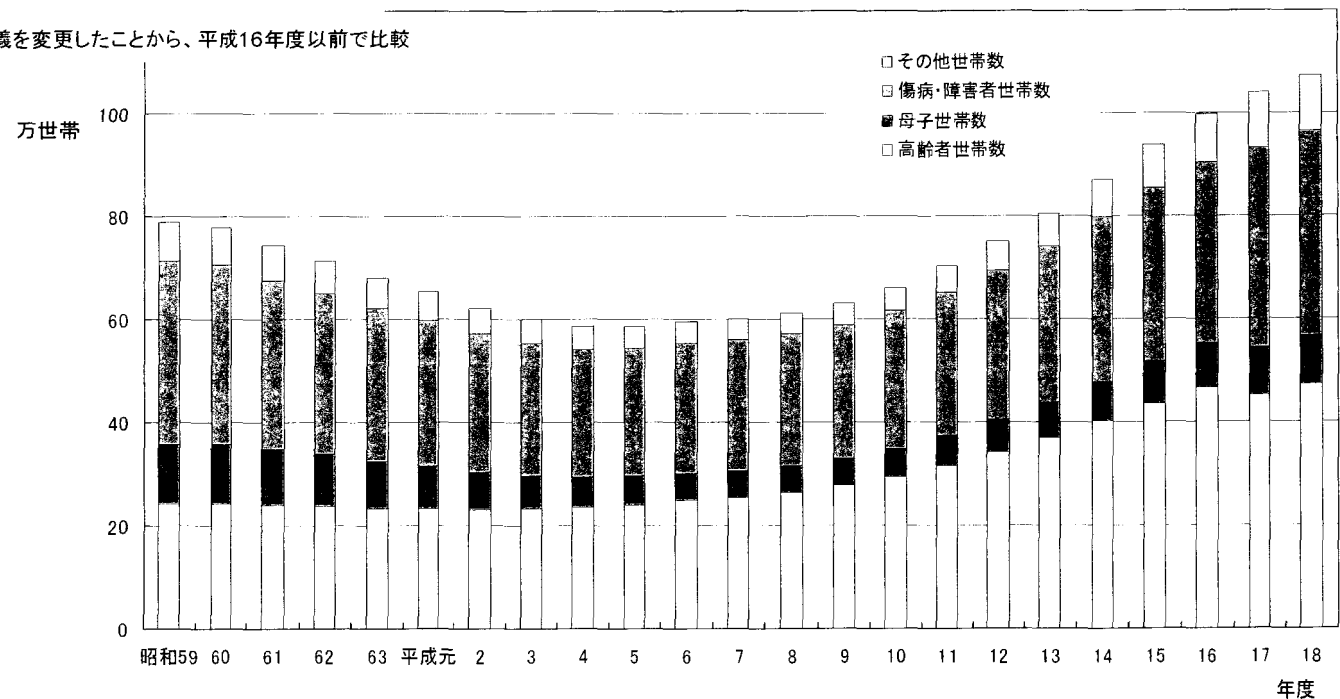
	昭和59年度	構成割合 (%)	平成7年度	構成割合 (%)	平成16年度	構成割合 (%)	増加率	
							S59→H7	H7→H16
総数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高齢者世帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母子世帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷病者・障害者世帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,844	35.1	▲28.9%	+38.4%
その他世帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.1%

資料: 福祉行政報告例

(注) 上記の表は、平成17年度より世帯類型の定義を変更したことから、平成16年度以前で比較

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

資料: 福祉行政報告例

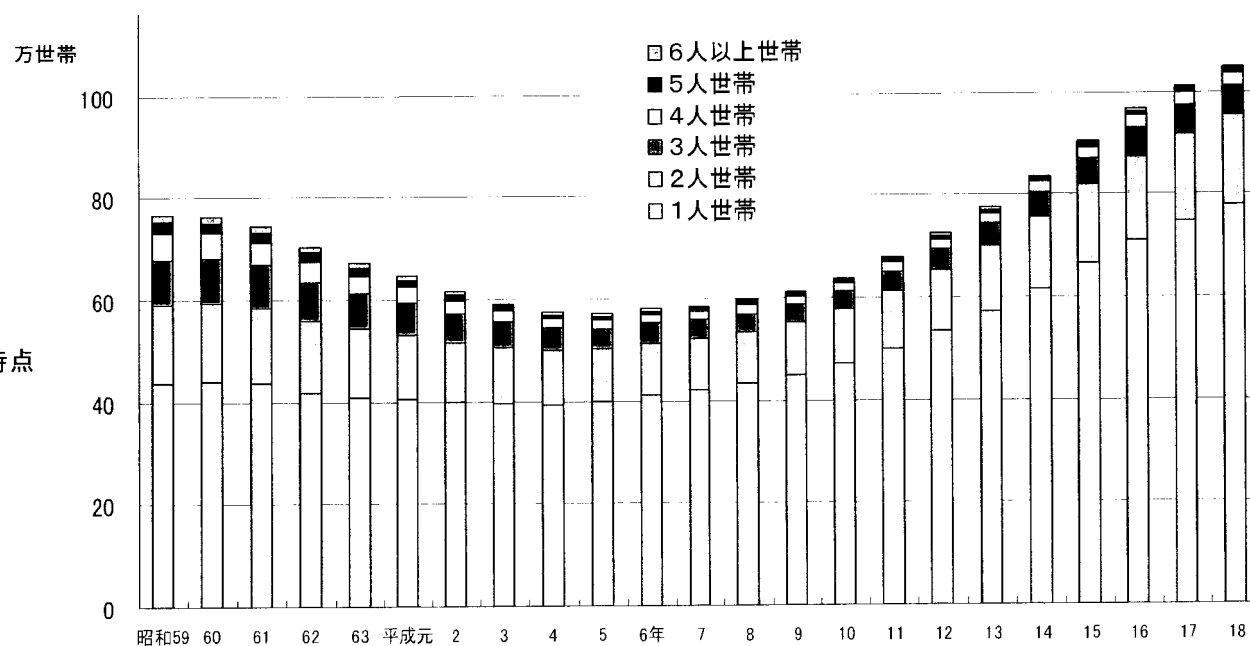


3 世帯人員別被保護世帯数の年次推移

○構成割合で見ると、過半数(74.2%)が1人世帯である。

	昭和59年度	構成割合 (%)	平成7年度	構成割合 (%)	平成18年度	構成割合 (%)	増加率	
							S59→H7	H7→H18
総数	767,762	100.0	585,682	100.0	1,049,733	100.0	▲23.7%	+79.2%
1人世帯	435,264	56.7	420,779	71.8	778,539	74.2	▲3.3%	+85.0%
2人世帯	154,558	20.1	101,471	17.3	175,549	16.7	▲34.3%	+73.0%
3人世帯	89,395	11.6	36,633	6.3	57,974	5.5	▲59.0%	+58.3%
4人世帯	52,238	6.8	17,083	2.9	24,623	2.3	▲67.3%	+44.1%
5人世帯	21,936	2.9	6,189	1.1	8,517	0.8	▲71.8%	+37.6%
6人以上世帯	14,371	1.9	3,527	0.6	4,531	0.4	▲75.5%	+28.5%

世帯人員別被保護世帯数の年次推移



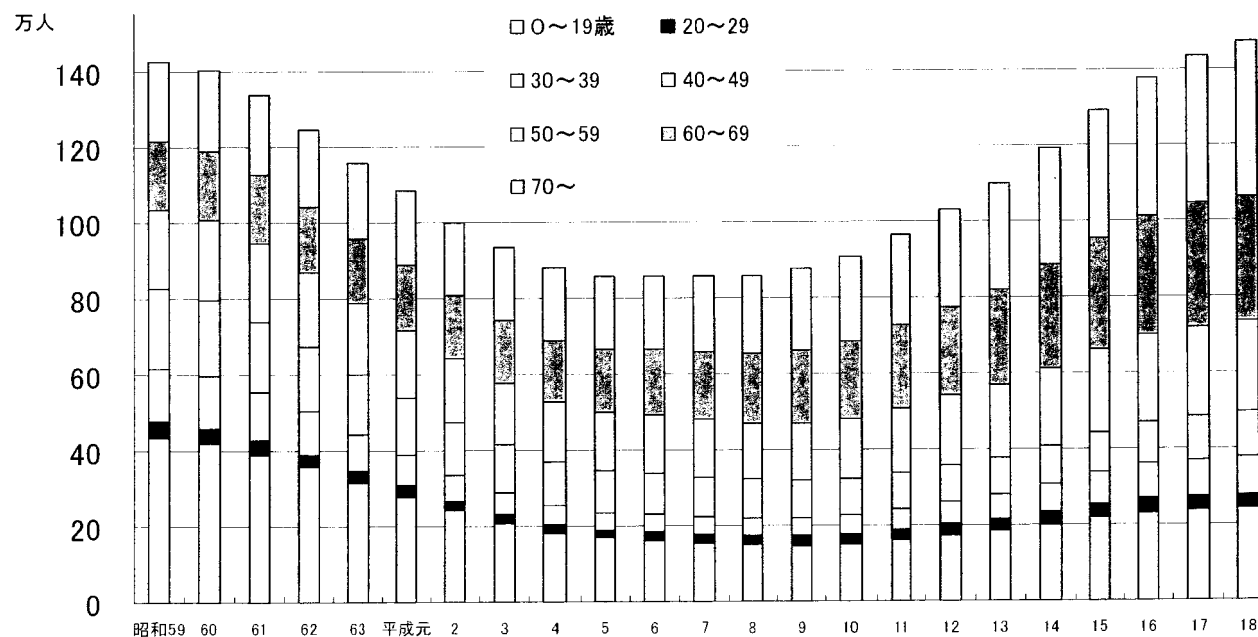
資料: 被保護者全国一斉調査(基礎)各年7月1日時点

4 年齢階層別被保護人員数の年次推移

○構成割合で見ると、60歳以上が半数(50.2%)を占める。

	昭和59年度	構成割合 (%)	平成7年度	構成割合 (%)	平成18年度	構成割合 (%)	増加率	
							S59→H7	H7→H18
総数	1,427,644	100.0	856,393	100.0	1,474,737	100.0	▲40.0%	+72.2%
0～19歳	433,365	30.4	155,699	18.2	240,573	16.3	▲64.1%	+54.5%
20～29歳	42,563	3.0	22,916	2.7	36,289	2.5	▲46.2%	+58.4%
30～39歳	140,800	9.9	44,549	5.2	98,843	6.7	▲68.4%	+121.9%
40～49歳	210,467	14.7	104,769	12.2	119,054	8.1	▲50.2%	+13.6%
50～59歳	207,133	14.5	151,706	17.7	239,172	16.2	▲26.8%	+57.7%
60～69歳	181,716	12.7	177,100	20.7	326,175	22.1	▲2.5%	+84.2%
70歳以上～	211,600	14.8	199,654	23.3	414,631	28.1	▲5.6%	+107.7%

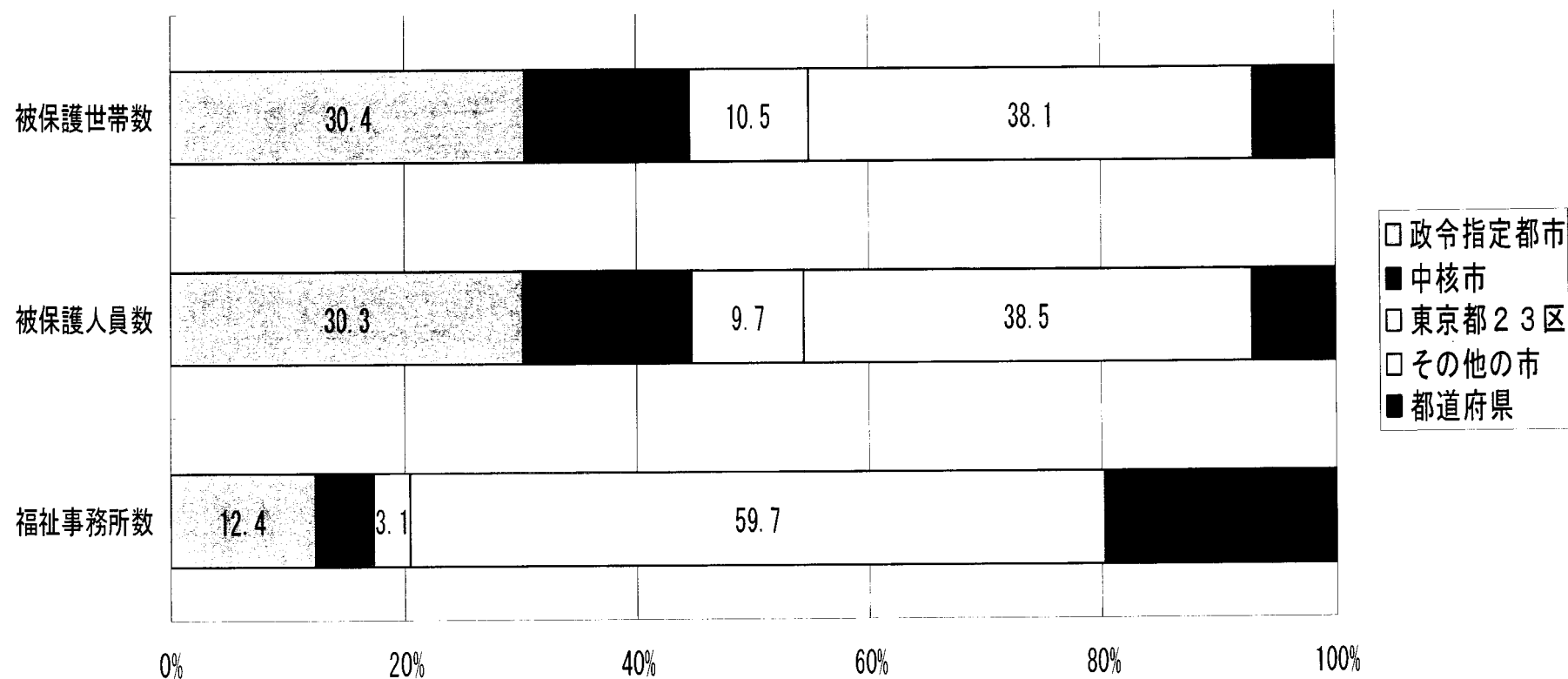
年齢階層別被保護人員数の年次推移



資料: 被保護者全国一斉調査(基礎)各年7月1日時点

5 地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例(平成18年度)
 「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

6 保護費の構図(平成19年度予算ベース)

○保護費の構成割合を見ると、生活扶助は約3割を占めている。

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額: 2兆6,033億円				
生活扶助 8,409億円 32.3%	住宅扶助 3,612億円 13.9%	医療扶助 1兆3,124億円 50.4%	介護 扶助 625 億円 2.4%	その他 263 億円 1.0%

※国庫負担額は上記の3/4である。

Ⅲ 生活保護(扶助)の見直しに関する指摘等

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抜粋)

【社会保障】

<生活保護>

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り2007年度に、間に合わないものについても2008年度には確実に実施する。
 - － 生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
 - － 母子加算について就労支援策を講じつつ廃止を含めた見直しを行う。
 - － 一級地の見直しを行う。
 - － 自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)(中間とりまとめ・報告書の概要)

生活扶助基準の水準に関すること

- 生活扶助基準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なもの。具体的には、年間収入階級第1/10分位の世帯の消費水準に着目することが適当。
- 勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当。

生活扶助基準の体系(設定及び算定方法)に関すること

- 多人数世帯について、世帯規模の経済性等を検討する必要。
- 単身世帯について、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の基準の設定を検討する必要。
- 現行の年齢別較差は、おおむね妥当であるが、年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要。

級地に関すること

- 現行級地制度は、最大較差22.5%とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められた。市町村合併の動向にも配慮しつつ、今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要。

生活扶助基準の評価・検証等に関すること

- 今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。
なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。
- また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当。